

第 2 3 期第 1 0 回秋田海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

日時：令和 8 年 6 月 1 6 日（火）午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 0 0 分

場所：議会棟 2 階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数 1 0 名）

船木 律、大竹 敦、工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、腰山 公正、三浦 清、
齊藤 一成、鎌田 誠喜、船木 和則（出席 1 0 名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：三浦 信昭

事務局：藤田 学、藤原 剛、福田 姫子、佐藤 滉平

農林水産部水産漁港課：鈴木 大喜、小玉 侑

3 議事事項

- （１）まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群 B 海域並びに
まだら本州日本海北部系群に関する令和 8 管理年度における知事管理漁
獲可能量について（諮問）
- （２）くろまぐろに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更
について（諮問）
- （３）知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期
間について（諮問）
- （４）その他
①令和 8 年度新潟・山形・秋田 3 海区連絡協議会について

4 開会

○事務局（藤田）

ただ今より、第 2 3 期第 1 0 回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

出席委員数は 1 0 名と定員の過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員
会規程第 6 条に基づき、本委員会が成立することを報告いたします。

それでは船木会長から、ご挨拶お願いいたします。

○船木会長

委員各位にはご出席いただきありがとうございます。

私事ではございましたが、健康上の治療の影響で去る 5 月 2 2 日開催の委員会に
は欠席となり申し訳ありませんでした。

さて、本日の議題は諮問事項 3 件とその他、令和 8 年度の新潟・山形・秋田三海
区連絡協議会に関わる案件がございます。

円滑な議事をお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選出

○船木議長

議事に入る前に議事録署名委員を指名します。

今回は、大竹委員と工藤委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○大竹委員、工藤委員

はい。

○船木議長

お二方、よろしくお願いします。

7 議事

議題1：まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域並びにまだら本州日本海北部系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○船木議長

議題（1） 諮問事項「まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域並びにまだら本州日本海北部系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」、事務局から説明願います。

○事務局（佐藤）

資料1をご覧ください。

さば類・ずわいがに・まだらに関する次期管理期間の漁獲可能量についての諮問です。まずは諮問文を読み上げます。

（諮問文読み上げ）

資料1の3ページ目をご覧ください。農林水産大臣から知事への漁獲可能量の配分通知です。都道府県別漁獲可能量は資源評価の結果をもとにして過去3年間の漁獲実績を基準として大臣が数量を定めて各都道府県別に毎年通知されます。

最初にさば類の知事管理漁獲可能量ですが、本県の漁獲量実績の基本シェアが前年と同様0.27%であり、上位80%を構成する都道府県には入らなかったため、現行水準の継続となりました。現行水準の目安数量としては527トンであり、前管理年度よりも40トンほど増加しております。さば類の過去の漁獲量を見ますと、100トンにも満たない年がある一方で、500トンを超える年もあり、年によって大きく増減しており、今期もどうなるのかは予測できませんが、さば類に関しては厳格な枠ではなくて目安の数量ですので超えても採捕停止等のペナルティはございません。

続きまして、ずわいがにですが、本県の漁獲量実績の基本シェアが2.95%であり、数量は26トンと示されております。前管理年度より1トン減っていますが、昨年の知事管理区分の漁獲量は2トンにも達しておらず、過去5年で見ても全ての年で5トン未満となっているため、今の漁獲状況であれば26トンでも十分な配分量であると判断しております。

次にまだらにつきましては昨年管理レベルが1つステップアップして、現在ステップ2に移行しておりますが、ステップ1と2の間は都道府県への数量配分は行われず、国全体での一括管理となります。そのため今期のまだらに関しては昨年に引き続き試行水準と示されております。水産庁から示されている目安数量は167トンとなっております。現在、まだらの資源状況は非常に悪く、知事管理区分のまだら漁獲量は令和4年以降減少傾向が続いておりまして、令和6年が約100トン、昨年度分は集計中ではありますが5月末時点で60トン程度となっているため、今のような漁獲状況が続く間は枠に影響することはないと考えますが、いずれ資源量が上向

いた時に柔軟な枠の運用ができるように検討してまいります。

これらを受けた告示案が５ページ目となります。国からの配分数量を秋田県まさば及びごまさば太平洋系群漁業、秋田県ずわいがに日本海系群 B 海域漁業、秋田県まだら本州日本海北部系群漁業に配分しております。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただいまの説明について質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○事務局（佐藤）

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしく申し上げます。

議題２：くろまぐろに関する令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に ついて（諮問）

○船木議長

議題（２） 諮問事項「くろまぐろに関する令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の変更にについて」、事務局から説明願います。

○漁業管理チーム（鈴木）

資料２、１ページをご覧ください。くろまぐろの知事管理漁獲可能量を変更する内容の知事からの諮問です。諮問文を読み上げます。

(諮問文読み上げ)

２ページをご覧ください。こちらは農林水産大臣から変更通知があった令和８管理年度のくろまぐろ都道府県別漁獲可能量です。資料上の表、右側の変更後の数字をご覧ください。くろまぐろの漁獲可能量の追加配分後の数量は、小型魚が 51.1 トン、大型魚が 66.9 トンとなっております。なお、下の表は、小型魚から大型魚へ不等量交換した場合の配分量が記載されていますが、各地区へ確認したところ、不等量交換の要望はなかったため、記載のとおり変更前後で数量は変わっておりません。

これを受けて、当日差替資料をご覧ください。こちら知事管理漁獲可能量のホームページ公表案です。知事管理漁獲可能量を設定または変更した場合は漁業法第 16 条第 4 項により都道府県知事は公表するよう定められています。さらに参考資料をご覧ください。「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」から抜粋したのですが、第 6 の 3（７）部分において、「都道府県において公表するものとする」とされており、告示以外の方法による公表も可能となっています。当初配分においては告示するよう定められておりますが、それ以外の変更については告示による公表は不要と水産庁から連絡がありました。そのため、今後、当初配分以外の追加配分等の変更については告示ではなくホームページへの掲載と

し、速やかに地区への配分を実施することとします。

ホームページ公表案に戻りまして、表の左が改正後、右が改正前で、変更部分は下線を引いております。右側の改正前の数量は、くろまぐろ小型魚、大型魚ともに令和8年度当初の漁獲可能量として公表しておりました。

今回の追加配分では、小型魚は当初配分の40.2トンに10.9トン追加され、51.1トン、大型魚は当初配分49.3トンに17.6トン追加され、66.9トンとなりました。昨年度の追加配分後の漁獲可能量と比較すると、小型魚は5.9トン減少の対前年比約90%、大型魚は6.3トン増加の対前年比約110%となりました。小型魚の数量が減った理由としては、昨年度全国的に豊漁であり、国全体の未利用分が少なかったことに伴い追加配分原資も少なくなったことが挙げられます。一方、大型魚の数量については反対に追加配分原資が多かったことや昨年度譲渡した分の譲渡メリットが増加の理由として挙げられます。

続きまして、知事管理区分への配分数量についてです。枠で囲まれている部分をご覧ください。秋田県資源管理方針では、配分量の概ね95%を知事管理区分へ配分し、残りの約5%を県留保としております。そのため小型魚が48.5トン、大型魚が63.3トンとなります。

今回の追加配分も加わりますと、各地区の配分量の総量が決定しますが、今後の漁獲状況に応じて、柔軟な資源管理ができるよう、各地区との情報共有、連携を密にし、必要であれば、適宜くろまぐろ協定管理委員会を開催し調整してまいりたいと考えております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○船木議長

ただいまの説明について質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○漁業管理チーム(鈴木)

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしくお願いします。

議題3：知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について(諮問)

○船木議長

それでは次に移ります。議題(3)諮問事項「知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」、事務局から説明願います。

○事務局(藤原)

資料3をご覧ください。こちら知事許可漁業の試験操業の手続きであり、今回の案件は、近年の海洋環境の変化に対応できるような秋田版次世代型漁業の構築に向

けた新漁場や新魚種を狙いとした取り組みの1つです。

(諮問文読み上げ)

続いて、告示文案をご覧ください。

1つ目、かご漁業です。三陸地方などでは広く操業されている、かご漁業を本県の知事許可漁業エリアで試験操業する内容です。

本県においてもハタ類やカサゴ類など南方系魚種が増加傾向にあります。そのため当該試験操業では、網漁具以外で多様な水産物を高品質な状態で獲ることを狙っています。本県では水深 200m より浅いエリアでは、共同漁業権漁場を除き、かご漁業の操業は近年ありませんでしたが、昨年9月から12月にかけて今回とほぼ同じ内容で試験操業しており、1連30個程度のかごを10回ほど操業しました。

その結果、カサゴやメバル等の魚類が漁獲されました。昨年は、9月からの操業で、10月、11月はアオリイカ遊漁で漁場が混み合ってしまったこと、その後12月については時化が重なり、十分な操業機会を得ることができませんでした。そこで2年目となる今年は、時期を7月からと早めて試験操業するものです。昨年の試験操業の結果から、かご入れ、揚げ等の操業のオペレーションは確認でき、採捕数は少なかったですが、カサゴやメバル等の水揚げ対象魚種も漁獲されました。操業機会を拡大することができれば、より水揚げが期待できると考えております。なお、餌を入れない、つばや箱漁業は、男鹿北部と県南部で操業されていますが、当該試験操業は、餌を入れるかごであり、つばや箱に比べると漁獲能力は高いものと考えます。資源への影響については、当該試験操業でデータをとり検討していくものとなります。なお、今回のかご漁業の試験操業については、県南部及び北浦地区のたこつば漁業者には説明済みです。

続いて、操業区域について、北浦のラインは北浦港第一防波堤灯台中心点から0度の線とし、既存のたら刺し網ラインであり昨年と同じです。入道崎のラインは、戸賀との共同漁業権の境界を起点としており、昨年はこの境界から270度真西の線で引きましたが、今年は、共同漁業権の延長線上247度21分で線を引き、少し南に漁場を拡大しています。沖合につきましては、昨年同様ですが、底びき網4マイルライン、えびつぶかご水深200mラインの内側とし、沖合漁業ともバッティングしないようにしています。また、たこつば試験操業の漁場は除くとしています。

告示文案、表1番左の漁業種類の表現について、今回試験操業であることからどういった漁獲物構成となるか未知の部分もあり、昨年は雑かごという表現でしたが、試験操業の段階では、かご漁業の前の部分を表現する必要がないと考え、今回は単にかご漁業と表現を改めています。なお、今後、試験操業の結果で主たる魚種を明らかにすることができれば、例えば、かさごかご漁業であるとか、もしくは漁業の特徴である折りたたみ式かご漁業等の形で冠をつけて名称を改め、本許可とする際には許可方針を定め、許可することとなります。現段階では未知の部分が多い試験操業ということで、冠はつけず、単にかご漁業と表現しています。

続いて、あかてり刺し網漁業です。南部の漁業者からお話があり、既存漁場では近年あかてりの漁獲が少なくなっているとのことでした。しかし、釣り等の状況から、少し北側は漁場として期待できるというお話でした。釣り漁業においては、白瀬のより北や南にも漁場があるため、今回はごく一部、具体的には、39度22分の線まで漁場を拡大するという内容です。南部の漁業者には説明済みですが、まずは試験操業として漁場を拡大するものです。

続いて、告示文案、1制限措置の内容については、ご説明したとおりです。2許

可または起業の認可を申請すべき期間について、あかてり刺し網漁業の7月1日からの操業に機会を逸することなく許可する必要がありますので、申請期間は短いです。この期間内で申請していただくこととなります。内容については2案件とも関係者とは調整済みであるため、適切に事務処理できるものとなります。

説明は以上です。よろしくご審議お願いします。

○船木議長

ただいまの説明について質問等がありますか。

○伊藤委員

操業区域を拡大するということですか。

○事務局（藤原）

今回の試験操業区域は、既存の漁業区域を山形県寄りではなく、あくまでも、秋田県側の北に拡大する内容です。

○船木議長

北に漁場を拡大したいということですね。

○事務局（藤原）

はい。そのとおりです。

○船木議長

他に質問等ございますか。

○大竹委員

かご漁業の名称について、去年の試験操業でカサゴとかが獲れているのであれば、例えば、かさごかご漁業とか。かご漁業という、えびつぶかごなどが秋田県にはありますので、やはり魚種名を冠につけた方が分かりやすいのではないのでしょうか。何を対象とするかがよく分からないという意見があると思いますので、何か名前をつけたらどうかなと思います。

○事務局（藤原）

県水産漁港課の話にはなりますが、キジハタと説明していたこともあり、現在、他の魚種の冠をつけるのが難しい事情もあります。

○工藤委員

かにかご、えびつぶかごが秋田県にはありますが、タコが入るとも聞いています。かごには何でも入るため、魚種を限定してやるのは難しいことは分かりますが、何を対象とするか明確にさせていただきたいです。雑というのをなくす方向で今までできていて、雑や冠をつけないとややこしくなると思います。

○船木議長

試験操業との兼ね合いで、実績を積んでいくところなのでしょう。それら実績から総合的な判断をされると認識しておりますが、そういうことですか。

○事務局（藤原）

はい。そのとおりです。名称については、おっしゃるとおりつけたいところですが、名称をつけてしまうとそれが一人歩きしてしまう懸念もあります。魚種名をつけない、固定式刺し網漁業もありますので、必ずしも魚種名をつける必要はないと考えますが、この試験操業の結果である程度クリアになってきたら、名称をつけることを考えています。そういう意味で、今回告示文案でも試験操業とすることを明記しています。

○工藤委員

冠として魚種名をつけない知事許可漁業が北部にはなく、実を言うと他の魚種が

獲れた場合、安い魚は特に何も言われませんが、高値がつく魚種は文句を言われます。

それと、北部では、えびつぶかご試験操業が問題になっていますので、調整お願いします。

○船木議長

試験操業の実績しだいで、試験操業もいつまで重ねていくか分かりませんが、様子見ながらの判断ですね。

○工藤委員

あまだい漕刺し網漁業でもカレイがかかれば騒がれます。何を対象にしているか魚種名を付けていることで、私どもは我慢することもあるなかで、かたや何でも狙える印象をもたせる名称についての整理を、試験操業を経て明確にしていきたいです。

○船木議長

その他、何かございますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○事務局（藤原）

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしくお願いします。

議題４：その他

①令和８年度新潟・山形・秋田３海区連絡協議会について

○船木議長

議題（４）その他ですが、令和８年度新潟・山形・秋田３海区連絡協議会について事務局から説明お願いいたします。

○事務局（藤原）

資料４をご覧ください。先の委員会で３海区連絡協議会が８月２０日の午後に酒田市であるというお知らせはしていましたが、正式な案内がきましたので、本日お配りしております。本日は、この会議にどなた委員がご参加されるかを決めていただきたいと思います。

○船木議長

委員の皆様、何か質問等がありますか。

○工藤委員

以前は、委員皆さんで新潟県や山形県まで行き、交流しながらやっていましたね。私は何年か続けて行ったこともありますし、参加したいと思います。

○事務局（藤原）

有意義な情報交換の場になると思いますので、積極的にご参加していただければ

と思います。最近だと３人くらい参加していただいているようですが、ご希望される方は行くような形でいいかなと思います。例年どおりの会長と会長代理、それに工藤委員が希望されるということで承知しました。

○船木議長

出欠の回答期限もあると思いますので、あとは事務局で調整願います。

その他、何かございますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

それでは議事については終了します。

８ その他

○船木会長

続きまして、次第の４の「その他」ですが、委員の皆さん、何かありますか。

○委員

(発言なし)

○船木会長

そのほかに事務局から何かありますか。

○事務局（藤田）

ありません。

９ 閉会

○船木会長

それでは第２３期第１０回秋田海区漁業調整委員会を終了します。